

九州地方の近世刑事判決録

金田, 平一郎
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/14411>

出版情報 : 法政研究. 13 (1), pp.155-172, 1943-03. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

九州地方の近世刑事判決録

金 田 平 一 郎

一 序 言

近世、裁判例保存の事は、幕府が從來の方針を變更して、之を許るし初めた寛文年中以降公然と行はれるに至り、爾來幕府並びに藩に於てその頗る多いのを見るのである。

當時の判決例收録の冊子は種々雑多、役所日記の如きにも收載せられてゐるのであるが、判決例蒐録を主目的とするもの又少くない。こゝに判決録とは此種のものである。

扱て、九州地方その例に洩れず、判例の保存せられるもの少くないのであるが、以下私の知る當地方の近世刑事判決録中、重要なものに就き、その成立、傳本、内容、價值等を考究して見ようと思ふ。

- (1) 三浦周行「法制史之研究」一二七頁以下、小出義雄氏『御定書百箇條編纂の事情に就いて』(「史潮」第四年三號)一一三頁。

第一節 幕府長崎裁判所刑事判決録

犯科帳

寛文六年乃至慶應元年。一四六冊(冊數は現存冊數なり、以下すべて同じ)。

九州地方の近世刑事判決録

第一項 成 立

長崎裁判を記録せる「犯科帳」は、長崎奉行所の集録にかゝるものであること疑を容れないが、何時頃その事業が發起せられたか、此點明らかでない。只、前述の如く幕府が裁判記録の保存を許るし初めたのが寛文年中の事であり、⁽¹⁾「犯科帳」の記載判決が寛文六年に初まることからして、「犯科帳」編輯の事は、幕府の此新方針に逸早く従つて、寛文年代から開始せられたものとの推定も出來ようか。

「犯科帳」は明治時代官廳の手に依つて、整理され修理されたのであるが（本節第二項註(1)参照）、「犯科帳」の名は古くからのもので、整理に當り附けたものではない。司法省版「御仕置例類集」第一輯古類集一の一三四號記事『寛政八辰年御渡』長崎奉行平賀式部少輔伺「長崎之もの共、宗旨吟味之儀ニ付評儀」書中に『寛文・天和年中之犯科帳書拔共、先達て式部少輔え申談、長崎表留帳寫、差遣候間、相調候處、云々』、又「犯科帳」第三冊第三號事件中に、或は第十五冊第六十九號事件中の朱書（本節第四項註(1)に掲出）に、『犯科帳云々』と見えるが如きその例證である。

(1) 序言註。

第二項 傳 本

「犯科帳」は、少くとも明治時代迄は一の副本もなく、原本一種が存在したに止まる様である。

(イ) 原本

先づ原本に就いて見るに、「犯科帳」は舊幕時代長崎奉行所に備へられたことは勿論であるが、下つて明治に至り長崎縣廳に引繼がれ、次いで大正六年一月十九日に縣立長崎圖書館に移管され今日に及ぶのである。

尙ほ「犯科帳」は一時その存在が忘却されてゐたが、後明治末年以來再びその存在が認識せられるに至るのである。之を發見し、その保存の道を構じ、略々完全と覺しき状態にて、今日に傳へたのは、長崎の史家福田忠昭、古賀十二郎氏等である。(1)

(1) 明治初期に於ける幕府時代の諸官廳記録の散逸や廢棄は一般的であつたが、長崎のそれに就いては、福田忠昭の手に依つて、その詳細を知ることが出来る。即ち「長崎談叢」第一輯所載『史料物語』(其一)二〇頁以下參看。此の如き時代を無事通過して、「犯科帳」が保存せられたるは甚だ幸とすべく、而してそれは具眼者の功績に負ふ所大と云はねばならない。此間の消息は又、福田忠昭の『史料物語』(其二)(昭和三年十一月發行「長崎談叢」第三輯)四四頁以下に詳し。即ち『何年頃であつたか記憶して居ないが「古賀玉園山人が伊勢町邊から犯科帳を一冊買つた。その犯科帳は長崎縣廳所藏のものらしい」と言ふ事を耳にしたので私は縣廳に出掛けた序の時に李家知事に尋ねた事があつた。知事は直ちに官房にその有無を命ぜられたが別らない。その内に時の警察部長齋藤守因氏が警察部所轄の地下室に何やら古帳面が積んであると告げられたので某警部の先導で提灯を點じて該室に入った。見た所が種々の器具とゴツチャに犯科帳が積んである早速之を整理し濕氣のない室に移して貰ひ年代と冊數とを調べて紛失なき様願つて置いた。是の品は後で縣立圖書館に移入された。今に同館の貴重史料となつて居る。云々』。大正十五年十月發行「歌舞伎研究」第五輯所載永見徳太郎氏の『毛刺の研究』參照。

尙ほ今日長崎圖書館藏「犯科帳」の第三十一冊には、古賀十二郎氏の寄贈にかゝるとの記載が見られるが、之は右伊勢町邊にて同氏が購入されたものであり、又現在、各冊表紙に『警察』の大朱書が見えるが、之縣廳保管時代警察部整九州地方の近世刑事判決録

理の證據である。

(ロ) 副本

「犯科帳」副本としては、目下私の作成しつゝあるものの外は、現在京都帝國大學所藏の寛文六年乃至寛政五年の分の六十一冊が明らかなるのみにて、他の存在は知る所がない。尤も此京都帝國大學の副本が、複寫紙を用ひて作成されたものである所より、少くとも他に同時に作れる別本があつたであらうと考へられ、又事實副本二部作成の噂も聞かれるのであるが、只その一部の行方に就いては今知る所がないのである。尙ほ京都帝國大學藏副本は、書店を通じて入手せるもので、此副本作成の經緯に就いては、同大學及び長崎圖書館共に之を知らずと云ふ。(京都帝大副本に關する點小早川欣吾氏の教示)。

(ハ) 附説

「法曹後鑑拔萃」下の目録に『百十九「犯科帳」と見ゆるが、此「犯科帳」と長崎「犯科帳」との關係如何に就いては、資料不足の爲め未だ考へず。

先年東京某古書店の販賣目録に出でたる「犯科帳」は、吳秀三筆寫本と傳へらるゝ、長崎「犯科帳」の拔萃本にして、二百字詰原稿用紙二十四五枚程の小冊である。

又壹岐郷土研究所所藏の「犯科帳」は、壹岐島に流罪となれる旨の明記あるもの及び壹岐人にて處罰せられたる者の見える例を抄寫(昭和十一年、十二年)せるものである(大谷穠次郎氏の教示)。

第三項 内容

「犯科帳」は、近世に於ける長崎刑事判決（庶民に對する）録と云ふを適當とするのであるが、中に稀に民事判決及び行政的事件處斷の記事或は又法令（例へば第十一冊第五十二號記事）等を見ることがある。恐らくそれ等は、誤入せるものと見るべく、刑事判決蒐録が、「犯科帳」の目的であつたこと疑ふ餘地がない。

「犯科帳」記載の判決は、長崎奉行專決の判決のみに止まらず、江戸幕府に經伺の上下せる判決をも包含して居る。又稀に大坂判決をも収録して居る（第十四冊第三十號判決はその一例）。

「犯科帳」の判決記載様式は、判決要旨（行刑の結果、その後の赦免等を併記せるもの少くない）の記入を原則として居る。しかし又稀に『申渡の覺』等と題する判決文を登載せることもある（例へば第九冊その例多し）。本判決録は、美濃中版型（？）厚様和紙の簿冊であるが、記載判決數は、寛文乃至慶應間の大約八千件に及び、而してその間判例を見ざる年次はないのである。尤もその間判例を見ざる月が間々存するが、それは何時の頃から脱落せる結果と考へられる。尙ほ、之等各判決には、その前例として引照せる判決を朱書附記せるもの少なからず、之等を合するならば、判決例總數、一萬をはるかに超ゆることになるであらう。

第四項 價値

「犯科帳」は、長崎を傳へる文献として、最古のしかも最も纏まつたものの一つと云ふべく、甚だ貴重な史料

たること云ふ迄もない。之を判決録と云ふ點よりのみするも、古く我國に於て作成せられたる判例集中、その冊數の點に於ては「御仕置例類集」に次ぐも、その記載事項年代の長きに亘ることに於ては、恐らく第一と云ふべく、我判決例集中尤なるものと云はねばならない。長崎刑事判決を傳ふるものとしては、勿論此右に出づるものは存しない。(1)

近世史に於ける長崎の特殊な地位を考ふる時、「犯科帳」は近世史料として又特別貴重な價值を持つのであるが、法制史にあつても同様の事が云へる。殊に例へば當時の貿易犯を考へ、外國人の法律上の地位を窺ふには、本書は必ず参照せられねばならないのである。

此の如く「犯科帳」は、貴重なる近世史料たるにも係らず、次に例示する如く、世に知られること必ずしも廣くなく、従つて引用参照せられることも少いのである。

先づ今日迄に、「犯科帳」を世に紹介せる具體例にして私の偶目せるものを擧ぐると、(一)大正十四年の序文のある「長崎市史」風俗篇の参考史料目錄中に之を掲げたるがその一つ、(二)前掲永見徳太郎氏の『毛剃の研究』(本節第二項註(1))中に此書名を出す。(三)前記の如く昭和三年の福田忠昭の『史料物語』(本節第二項註(1))詳しく觸れて居り、(四)鹿村出羽氏が「長崎異國風景」(昭和七年版)の『長崎圖書館』の節にて、之を紹介して居り、(五)九州地方新聞の之を紹介せるもの少くないが、その最も早きは、「長崎日々新聞」が大正時代になせるものらしい(増田廉吉氏の教示)。

次に「犯科帳」引用の具體例を探つて見るに、私の知る限り次の如くである。しかも、その多くが數例を引合に出せるに止まる。(一)前記「長崎市史」二八頁、(二)大正十五年に成れる吳秀三の「シーボルト先生その生涯及び功業」乙篇九二頁以下、(三)昭和三年發刊「長崎談叢」第一輯所載神代祇彦の『ばはん雜考』一〇八頁以下、一五頁以下、(四)同上増田廉吉氏『金石史料巡り挿話』(其一)四二頁以下、(五)拙文『大坂奉行所刑事判決例二七七題』(『法政研究』九卷一號)二二二頁、(六)現代作家阿部知二氏の「旅人」(初め昭和十五年度「婦人公論」に連載、後改めて出版)中に挿入さる。尙ほ前記『毛刺の研究』(本節第二項註(1))に於て永見徳太郎氏が、毛刺のモデルとなる事件は「犯科帳」に記載せられた旨を記してゐるが、此事件の登載せられてゐるのは、「抜荷筋」三付御觸書井御仕置御下知書」(本項註)であつて、それは嚴格には「犯科帳」所出とは云へないのである(此點増田廉吉氏の教示)。

- (1) 長崎判決にして世に紹介せられたるもの、必ずしも少いと云ふのではない。私の現在知る限りのものであるが、次掲の長崎判決を載せたる刊行書を見れば了解出来るであらう。しかしその事件數量に於て、到底「犯科帳」の記載に及ぶべくもない。次にその書目を擧ぐると、前段の引用書目の(一)乃至(四)に擧げたるものの外、(一)「長崎虫眼鏡」、(二)「古事類苑」、(三)「徳川禁令考後案」、(四)「長崎志正編」、(五)「長崎略史」、(六)「長崎年表」(昭和十年版)、(七)「長崎根元記」(『海表叢書』本)、(八)「瓊浦又綴」(『新百家説林』本)、(九)「事々錄」(『未刊隨筆百種』本)、(十)「通航一覽」、(十一)「話一言」、(十二)「月堂見聞集」(國書刊行會本)、(十三)「甲子夜話續篇」、(十四)「續法窓夜話」、(十五)「竹越與三郎「日本經濟史」、(十六)「姉崎正治氏「切支丹傳道の興廢」、(十七)「切支丹禁制の終末」、山口宅助氏「大村藩古切支丹研究資料」、高室一彦氏『「那崩」の概略』(『長崎談叢』第二輯)等の宗教關係書等々。

未刊の古文獻中長崎刑事判決を傳ふるもの少くない。しかも之又到底「犯科帳」に及ぶべくもない。長崎判決にして九州地方の近世刑事判決録

江戸經何のものを收載せる「御仕置例類集」は、その多くを傳ふるものゝ一つなりと雖も、尙ほ四百五十件程に過ぎないのである。其他長崎判決を傳へる古文獻として、「南撰要類集」(之は何の分と手限の分と兩方收む)、「公裁錄」、「法曹後鑑」、「刑事判決例集」(九州帝國大學法制史研究室藏)等々。尙ほ擧ぐることが出来るであらうが、以下には長崎奉行所記録にして、現在長崎圖書館に保管せらるゝものゝ中、代表的ものを紹介して置くことにし度い。尤も、それ等に記載せられた判決の要旨にして、「犯科帳」に登載せられたもの少くない。(一)「拔荷筋ニ付御觸書并御仕置御下知書」(一冊)、(二)「於肥州長崎御仕置者御下知並御書留」(三冊、全部「犯科帳」收録)、(三)「御仕置筋問合留」(五冊)、(四)「御仕置何」(十三冊)、(五)「御仕置附」(四冊)、(六)「御仕置例附」(六冊)、(七)「手限口書」(二冊)、(八)「口書下」(二十二冊)、(九)「請證文帳」(八冊)等々。尙ほ、その多くは完本たらざるものゝ如く考へられる。

長崎奉行所記録にして、佚亡に歸したるもの少くないと考へられるが、「科人帳」と題する帳簿などは、特に保存され度きものゝ一つでなかつたか。「科人帳」の存在したことは、「犯科帳」第十五冊の無宿幸之助に關する記録の朱書に次の如く見えることに依つて知られる。即ち『此者延享四卯十二月十七日夜西古川町ニ而召捕吟味之上非人手下ニ申付候趣科人帳ニ有之候犯科帳留落と相見候云々』。「犯科帳」第二十四冊の五郎八に關する記録の朱書に『先達而追拂と有之ハ溜拂ニ候哉前科申渡留ニ不相見候』とある、「申渡留」又同じか。

第二節 對馬藩刑事判決錄

奴婢被成下并返上

寛永十三年乃至寛延四年。一冊。

科人帳

延寶八年乃至寛延三年。一一冊。

罰責類聚

寶永四年乃至天保五年。一五冊。「罰責」或は「罰責類集」の名を冠するものもあるが、今「罰責類聚」に統一す。

拜領奴婢郷分

享保二十年乃至文久三年。四冊。

嚴原藩人被下帳

元文五年乃至寛延三年。一冊。

竈立並奴婢号御免

寶曆二年乃至天明四年。一冊。

第一項 成立

以上諸書の成立事情に就いては、今格別知る所がないが、その所出の判決例が寛永の古き時代に初まる所からして、對馬藩の判例保存は、幕府より早く、既に幕初より始められたものと想像せられるのである。而して、右の諸冊は、その一部の殘存であるのではあるまいか。

第二項 傳本

之等の諸冊は、對馬藩の刑事判決例を收録する簿冊であり、對馬藩役所に備付せられたものであるが、今日尙

はその藩主たりし宗家の對馬の倉庫に保存せられてゐるのである。而して元來一の別本も存せざるものゝ如く、最近作成の九州文化史研究所臨寫本が、唯一の副本であらう。

第三項 内 容

「奴婢被成下并返上」は、奴婢刑に處せられたる者の寄託先及び寄託先よりの返上を記録せるものであるが、それは又當時の刑事判決の内容を傳へてゐるのである。約八百前後の事項を記入してゐる。

「科人帳」は刑事判決の要旨を書き留めたもので、一冊約二百件前後記入が普通である。次の「罰責類聚」と共に、對馬藩の代表的刑事判決録であつたらしい。

「罰責類聚」又刑事判決の要旨を書留めたもので、約六千件前後が記載せられてゐる。

「拜領奴婢鄉分」は、奴婢刑に處せられたる者の赦免、その受託者よりの返上、病死、年限増減、「拜領替」（寄託先變更）等を記録せるもので、又當時の刑事判決内容を保存するものである。約二千件前後の記事を含む。

「嚴原藩人被下帳」は、奴婢刑執行の要旨を記録せるもの、但し法例二混入、二百餘件の記事を收む。

「竈立並奴婢号御免」には、法例その他も散見するが、奴婢刑に處せられたる者の赦免、返上、奴婢刑服役場所の變更等が記録せられ、又當時の刑事判決内容を保存する。記事四百件前後。

尚ほ以上各書の中多少同一記事を含むものもあれど、概して夫々特殊記事を収録してゐる。

第四項 價 値

之等諸冊に比肩すべき對馬刑事判決錄、他にあるを知らない。しかもその内容記事前記の如く豊富にして、且つ寛永の古きより幕末に及び、全冊まことに貴重なる法制史料と云はねばならない。然るにその所在が判明したのは、實に漸く數年前のことであつたのである。(1)

(1) 對馬判決を世に紹介せるもの殆んどなし。「對馬島誌」、「對馬近代史」等が漸く一二の判決例を出すのみ。

尙ほ對馬宗家所藏「科人」(承應二年—寛延四年)、及び「嚴原藩人被下順」(享保五年—延享五年)(二者九州文化史研究所にて副本作成)等は、對馬藩刑法考究の好資料であるが、前者は處刑、刑の赦免又は變更、處刑犯人の動靜等を記録せるもの、後者は原名「人被下順」であり、奴婢刑に處せられたる者の受託者名を列記し、各々の受託年月、人数を記録せるものである。別に九州文化史研究所藏「家來拜領執達」なるものがあるが、之は對馬藩高級武士の末前香椎高等女學校教諭根緒順氏所藏の、奴婢刑に處せられたる者を交付する辭令書を、同研究所にて筆寫合綴一本を成せるものである。

九州帝大國史研究室藏「舊談書留草稿」に『岩崎佐太郎(喜左衛門父後正太夫)(原二行)年若之比打廻頭動しか仁位村百姓何某子ハ正路成しか父ハ強欲佞惡之者ニテ常ニ子を憎ミける或日牛を飼ニ住て手間入たりと怒り梶を以其子を打擲し終ニ打殺しぬ村中も其子の正路ニして父か強惡成るを憎ミ不慈之事を白地に訴し故罪極りて父ハ斬罪ニ被仰付たり其時佐太郎申出けるハ父僕ハ不慈之罪を以命を御取可被成候處子ハ其身江之不慈之罪ニ依て父を殺されぬ其身故ニ父の殺されし此子之不孝之罪ハ子之死後何を以御罰し可被成哉と申出けれハ老職之衆議區々ニして中ニも大浦忠左衛門兼而不慈之聞込有りて不同心ニ有之議定一兩月も過けれハ其子之死後ニも其者不孝之罪を議する道理可有之哉と碩儒雨森東五郎に御尋有ければ東五郎御答申けるハ父ハ子之爲ニ罰しられなバ子ニ不孝を罰しらるゝハ法也佐太郎か申出る處道理也と答へけれハ右父なる百姓ハ一命を助られ他村に永代奴ニ被仰付となり』と見えるが、此種の體裁にて對馬判例を傳ふるものも少いであらう。

第三節 小城藩刑事判決録

罰帳

天和二年乃至安政二年。一二冊。

郡方罰帳

寶永七年乃至明治元年。二一冊。

第一項 成 立

「罰帳」及び「郡方罰帳」は、佐賀鍋島藩の支藩小城鍋島藩の刑事判決集であり、小城藩の編纂にかゝるものであるが、その纂輯開始期は不明である。しかしその記事内容からして（天和の事件に初まる）、既に早く、幕府の判例保存開始後間もなく發起せられたのではあるまいか。⁽¹⁾

(1) 序言註。

第二項 傳 本

「罰帳」及び「郡方罰帳」は元來、原本一種が小城藩廳に備へられたに止まるらしい。只幕末頃作成と推定せられる「罰帳」の副本が一部存する。此原本、此副本共に佐賀縣小城町鍋島家内庫所に現存する。九州文化史研

究所最近その副本作成。

第三項 内 容

「罰帳」及び「郡方罰帳」は、武士、僧侶、百姓、町人その他一般庶民に對する刑事判決の要旨（その後の赦免等併記）を記録せるものである。

「罰帳」収録の判決は、主として小城その他の町方の事件であり、「郡方罰帳」には村方の事件が多く收載せられてゐる。尙ほ「罰帳」は小城の評定所の判決を、「郡方罰帳」は郡代、代官を通じて郡方役所にて判決せるものを編纂したものであるらしい。その爲めに、此別個の名稱が附けられたものであらう。

その記載判決は、前掲の如く、天和二年に初まり幕末明治に及び、半紙綴の簿冊は、厚薄様々であるが、小冊にして數十件、普通冊にして二百前後、大冊にして約三百に至る事件を収録してゐる。

第四項 價 値

之等判決録は、近世前半期中葉以來の小城藩刑政を傳へて最も詳細なる、而して老然たる大判例集であつて、まことに貴重なる法制史料と云はねばならない。⁽¹⁾然るに、從來全然世に知られるところなく、前記内庫所の塵埃に埋もれてゐたのである。

- (1) 内庫所は、別に「會所罰帳拔書」なるものを藏してゐるが、現存一冊、勿論「罰帳」、「郡方罰帳」に此肩し得るものではない。

第四節 熊本藩刑事判決錄

誅伐帳

慶安四年乃至文久三年。一四冊。

祖父母父母を殺

天和二年乃至安政六年。一冊。

詐偽

寶曆五年乃至天保五年。四冊。

盜賊

寶曆五年乃至萬延六年。九冊。

雜犯

寶曆五年乃至弘化四年。八冊。

人命

寶曆五年乃至天保五年。四冊。

鬪毆

寶曆五年乃至慶應二年。七冊。

姦犯

寶曆五年乃至天保五年。三冊。

例

寶曆五年乃至慶應三年。六冊。

出奔

寶曆六年乃至安政六年。六冊。

奔亡

寛政三年乃至文化元年。一冊。

御定法背

嘉永五年乃至萬延元年。二冊。

口書

正徳二年乃至慶應三年。一三六冊。

第一項 成立

以上の熊本藩刑事判決録はすべて、藩主たりし細川家の現藏する所であり、藩役所にて纂輯せられたるものであること疑ない。但しその編纂の事何時に始まるか定かでない。尤も「誅伐帳」に依れば、慶安年間の判例が見

られるのであるから、既に早く、殊に幕府に先んじて、判例保存の事が構ぜられたことは事實であらう。(2)

(1) 序言註所引参照。

(2) 判例に對する熊本藩の態度に關して、後のもの乍ら、熊本藩の編纂と思はれる「熊本藩御刑法草書附例」の天保十年の

序文參看、尙ほその全文及び本書の解説、三浦周行「續法制史の研究」一四五七頁に見ゆ。

第二項 傳 本

之等諸書、現在熊本市細川家別邸北岡文庫所藏本以外に、その類本副本あるを知らない。實に、門外不出、祕庫に深く藏せられる孤本であつたのである。

第三項 内 容

以上諸冊は、主として庶民に對する刑事判決例を傳へるものであるが、就中最も大部なるは百三十六冊の「口書」である。その各冊美濃中版型(？)厚様紙七百枚前後(簿冊の厚さ一尺二三寸に及ぶ)を標準とするものであり、稀有の老然たる大刑事判決例集である。而して、その記事年次は、實に慶安時代より明治の初年に及ぶのである。尙ほそれは、「肥後熊本聞書」の『徒刑之事』の條に、

糺方相濟口書讀渡決罪迄へ入牢致させ置刑法方へ口書を出し候得者云々

熊本藩法例書「御條目寫」に

一穿鑿の出入……鞫問を得口書明白たるへき事

全しく熊本の「舊章略記」の『御刑法方』の條に

一御刑法方御僉議寛延比迄へ御穿鑿所々口書達ニ相成候上御奉行所御目附寄合ニ而僉議相決御家老御中老に差廻候與相見申候

「官職制度考」(「肥後文献叢書」本) 一二三頁に

此府へ又推ニ鞫訟獄ニ彈ニ糺罪名ニ其勸帖ヲ以刑法方奉行ニ達ス云々

などに見える口書の、集大成である。

その他は刑事判決の要旨を書き留めたものであるが、「誅伐帳」は美濃版型(?)紙綴、その厚さ一尺二寸位を普通冊とし、その他の諸書は、半紙五十枚前後を普通とする簿冊であつた。

第四項 價 値

熊本刑政の實際を物語る刑事判決例を保存して、之等諸冊に及ぶもの、全く存在しない。(1) 之又甚だ珍重すべき近世法制史料であるのである。

(1) 熊本藩刑事判決例にして世に紹介せられたるもの殆んど存しない。小野武夫氏「近代村落の研究」三四七頁以下に一例
山田熊三郎氏「制度考」一四二頁以下に數例を見るのみ。

熊本細川家別邸現藏の「遠慮帳」(元祿十三年―慶安三年)二七冊、「御答差扣帳」(寛政五年―天保九年)七冊の如九州地方の近世刑事判決録

き又刑事判決例集であるが、主として武家等に對する處斷例の集録である。又例へば「追放帳」(享保十年—十七年)、「小盜答刑」(寶曆五年—文政八年)、「死刑一卷帳」(文政元年—十年)、「徒刑以下窺扣例略頭書」(天保三年)と題するものなど存するが、いづれも本篇解説の諸冊に比肩し得るものではない。刑事判決例をも傳ふる當時の藩記録に至つては、今日同邸に残存してゐるもののみでも夥しき數量に上るが、勿論解説の違を有しない。尙ほ、細川家藏以外のものとしては、前掲「熊本藩御刑法草書附例」(元細川家藏本と考へられるが)が先づ第一に擧げられねばならぬ。

(以上の中第一節は、日本學術振興會の援助を仰げる「長崎犯科帳の研究」の一節である)。